

平成29年（ネ）第2620号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） 70名

被控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社、国

## 意見陳述書 （ドライサイトコンセプトについて）

2018（平成30）年6月19日

東京高等裁判所 第7民事部 御中

控訴人ら代理人弁護士 関 夕 三 郎

外

- 1 一審原告らの「ドライサイトコンセプト」に関する第11準備書面の要旨を説明します。
- 2 一審被告国は、「本件事故前における原子力発電所の津波対策は、ドライサイトコンセプトに基づいて行われてきた。」と主張しています。そして、そこでいう「ドライサイトコンセプト」とは、「敷地の高さやその他の方法で原子力発電所重要機器が水に浸かるのを防ぎ、それによって被害を防ぐ考え方である」とされ（一審被告国の平成29年8月18日付け第1準備書面162頁など）、その結果、敷地より高い津波が想定される場合は、原発が水に浸からないように防潮堤による防護が求められ、逆に、それ以外の防護策は求められないというものです。

しかし、この主張は、明らかに誤りです。以下、順を追って説明します。

- 3 まず、「ドライサイトコンセプト」の前に、その言葉の構成要素である「ドライサイト」について説明します。

そもそも「ドライサイト (Dry Site)」という言葉は、米国原子力規制委員会 (N

RC) が定める規制基準 1. 102 「FLOOD PROTECTION FOR NUCLEAR POWER PLANTS」(甲 A 3 5 4 の 1) に出てくる専門用語です。この規制基準は、本件事故の約 35 年前 (1976 年) に策定されています。

そこでは、ドライサイトについて、以下のように定義されています。すなわち、**「プラントは、設計基準水位より高い位置 (above the DBFL<sup>1</sup>) に建設されているため、安全関連の構造物、システム、及びコンポーネントは外部溢水の影響を受けない。」**というものです (甲 A 3 5 4 の 2)。

つまり、「ドライサイト」とは、設計基準水位よりも高い位置に原発を設置することを意味します。一般人の語感では、「ドライサイト」という言葉を聞くと、「原発が乾いていること」、ひいては「原発が水に浸からないこと」とイメージしがちですが、「ドライサイト」は、そのような意味ではありません。「ドライサイト」とは、100 パーセント確実に水に浸からないようにするために、想定される津波よりも高い位置に原発を設置するという専門用語です。

- 4 我が国の専門家も、本件事故以前から、「ドライサイト」の意味をそのように理解していました。例えば、阿部清治博士は、その意見書の中で、**「福島第一事故以前の安全審査においては、敷地高さが想定される津波の高さ以上にあることをもって津波の影響が生じないこと (いわゆる「ドライサイト」) が基本設計での想定だったと思う。」**(丙 A 2 2 8・4 4 頁) と述べ、ドライサイトの意味を明らかにしています。また、今村文彦教授は、ドライサイトという用語は用いていませんが、**「本件事故を経験するまでは、・・・原子炉施設における津波防護は、主要機器のある地盤高を設計想定津波の高さより高くすることで必要十分であると考えられてきました。」**

(丙 A 2 2 0・3 8 頁) として、阿部教授の説明の正しさを支えています。

- 5 「ドライサイト」の意味を確認したところで、次に、「ドライサイト」の後ろに「コンセプト」という単語を付け加えた「ドライサイトコンセプト」という概念について説明したいと思います。

先ほど、阿部博士や今村教授の言葉を紹介しましたが、本件事故前の我が国では、

---

<sup>1</sup> DBFL=the Design Basis Flooding Level=設計基準水位

「ドライサイト」であること、すなわち、想定される津波の高さよりも高い位置に原発が設置されていることが求められていたものであり、それ以上でもそれ以下でもありませんでした。

したがって、本件事故前には、「ドライサイトコンセプト」なる言葉や概念を持ち出す必要は、一切なかったのです。

6 ところで、国が創り出した「ドライサイトコンセプト」なる言葉は、本件事故の検証結果をまとめた I E A E 事務局長報告書の附属書類である技術文書第 2 巻（甲 A 9 7 の 1 ないし 3）がヒントにされたものと思われます。

その文書では、正に「**The dry site concept**」（甲 A 9 7 の 1 ・ 5 頁など）という言葉が用いられています。ただし、その意味は、国の説明とは異なり、本来の「ドライサイト」と同じ意味、すなわち、原発の安全上重要な機器を全て「**設計基準浸水の水位よりも高くに建設する**」（甲 A 9 7 の 2 ・ 5 頁）という意味で用いられています。

国は、この「ドライサイトコンセプト」という、いかにも高尚な響きのある言葉に目を付けて、本来の「高い位置に設置する」という意味から、「水を被らせない」という意味に歪曲したものと考えられます。

7 では、なぜ国は「ドライサイトコンセプト」なる概念を考案する必要があったのかですが、これを説明するためには、諸外国の規制について少し触れておく必要があります。

まず、アメリカでは、冒頭に紹介したとおり、本件事故の 3 5 年も前に N R C がドライサイトに触れた規制基準（甲 A 3 5 4 の 1）を策定していました。

そこでは、津波などの外部からの水の脅威に対しては、①**ドライサイト (Dry Site)**、②**防潮堤などの外部障壁 (Exterior Barrier)**、③**建屋の水密化などの組み込まれた障壁 (Incorporated Barrier)** という 3 本柱で防護することが定められていました（甲 A 3 5 4 の 2）。

次に、ドイツでは、本件事故の約 7 年前である 2 0 0 4（平成 1 6）年 1 1 月に、原子力技術委員会 (KTA) が規制指針「**Flood Protection for Nuclear Power Plants**」

(甲A355の1)を策定していました。

そこでは、以下の7つの項目が対策として要求されました。**①原子力発電所プラントの高所設置**、**②保護すべきプラント構成要素の高所配置**、**③出入り口及び開口部の高所配置**、**④保護すべきプラント構成要素の浸水防護の囲い**、**⑤水の荷重に対するシール**、**⑥浸透部の水密設計**、**⑦浸水継続中のプラントサイトからの排水の確保**、以上の7つです。

このように、本件事故前から、アメリカでは3本柱、ドイツでは7本柱で、外部からの水の脅威に対して総力を挙げて備えることが要求されていたのです。我が国の原子力事業者も、そして規制者である国も、当然、これらを知っていたはずで、そのような国際情勢の中で、我が国だけが「水に浸からせないことだけで頑張る」などという考え方を取っていたはずがありません。

8 若干前置きが長くなりましたが、最後に、国が「ドライサイトコンセプト」なる後知恵の主張を展開している理由を2つ、指摘したいと思います。

1つは、「ドライサイトコンセプト」なる概念を間に噛ませることで、2008年津波試算を受けて取るべき対策を防潮堤のみに限定し、その結果、本件事故は避けられなかったという結論を導くためです。本来は、本件事故前の知見でも、先ほど紹介したアメリカやドイツの規制基準を参考にして、防潮堤だけではなく、水密化や重要機器の高所設置などの総合的な対策が求められ、そのような対策を講じていれば、本件事故を避けられた蓋然性が十分認められるわけです。しかし、国は、その真実から目を逸らすために、「ドライサイトコンセプト」なる響きの良い言葉を使っているわけです。

そして、もう1つは、先ほど紹介した阿部博士らの発言からも明らかなように、本件事故前の我が国では、本来の意味における「ドライサイト」が要求されていましたが、本件事故後は、防潮堤等の対策が取られていけば足りることになりました。つまり、規制基準が実質的に緩和されたわけですが、その実態を隠し、本件事故前から規制基準は一貫しているように取り繕うため、「ドライサイトコンセプト」という概念が創り出されたものと考えられます。

いずれの点においても、このような一審被告国のまやかしに誤魔化されることがあってはならないものと考えます。

以上